



中津市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年3月17日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 市民病院事務部総務課
市民病院事務部病院建設準備室
市民病院事務部医事課
小児救急センター
2. 監査の対象期間 平成31年4月1日 ～ 令和元年10月30日
3. 監査の実施期間 令和元年12月10日 ～ 令和2年3月17日
4. 監査を実施した監査委員 永松末利・林秀明

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和2年3月31日(火)までに、所管課より文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【市民病院事務部総務課】

(指摘事項)

(1) 契約について

1者による随意契約において、契約履行開始後に見積執行をし契約を締結していた事案が見受けられた。本契約の4月1日履行開始前までに契約締結を行なうため債務負担行為の設定を施すなどの改善を求める。また、設計額の設定において、その積算根拠が不明確なものが見受けられたので改善を求める。

(2) 財産管理について

中津市病院事業会計規程では、帳簿は随時照合しその正確な残高を確認するよう努めなければならないとされている。しかしながら、固定資産台帳と資産の随時照合が行われておらず、固定資産管理シールの貼付も行われていなかった。また、固定資産台帳に数量のないものが記載されている等台帳整備が不十分なものが見受けられた。

早急に、固定資産台帳と資産の照合により台帳整備を行い、固定資産管理シールの貼付を求める。また、今後も定期的な照合を行い、規程に基づく適正な資産管理を求める。

(3) 文書管理について

文書管理事務において、起案用紙の決裁処理欄の日付未記入や文書の受付・決裁が未処理の文書が見受けられた。

今後は、文書取扱規程に基づく的確な事務処理の徹底を求める。

【市民病院事務部病院建設準備室】

(指摘事項)

(1) 契約について

契約事務において、処理誤りが以下の通り見受けられた。

今後は、契約事務マニュアル及び中津市事務決裁規程等に基づいて慎重な事務処理を求める。

- ①現場説明書及び受付名簿等の作成漏れ
- ②業務完了前の委託料の支払いがあった
- ③中津市事務決裁規程による予定価格調書の取扱者区分の誤り
- ④契約書内容の記載誤り

(2) 財産管理について

医薬品のたな卸について、市民病院内薬局及び診療材料倉庫の現地調査を行い担当者より説明を受けた結果、中津市病院事業会計規程どおりの運用をしていなかった。しかしながら、その運用が物理的に遂行できない場合は的確なたな卸が担保できる範囲で規程の変更等の改善を求める。

また、医薬品破損・廃棄届において、届出者の押印漏れや破損日、場所等の記載漏れが見受けられたため、適切な事務処理を求める。

【市民病院事務部医事課】

特に指摘すべき事項はなかった。

【小児救急センター】

特に指摘すべき事項はなかった。